

## 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要

### 1 制度の名称

釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

### 2 導入時期

令和7年5月1日（予定）

### 3 制度の趣旨

「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、市民の誰もが互いに人権を尊重しあい、自分らしく生きられる社会の形成を目指すため、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う二人の関係であることを市に宣誓すると、市から「宣誓書受領証」と「宣誓書受領証カード」が交付されるものです。

また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子や親がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを宣誓することができます。

この制度は、法的な効力（婚姻や相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、誰もが人生において大切なパートナーや家族と安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、市が思いを尊重し、市として応援するものです。

### 4 制度を利用する方

宣誓をされるお二人が以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 戸籍上の性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして、日常生活において生活面、経済面、精神面等で相互に責任を持って継続的に協力し合うことを約束した二人の関係であること
- (2) 宣誓日当日において、民法で定められている成年（18歳以上）に達していること  
※日本国外の国籍を有する方は、その国における成年年齢に達していること
- (3) 少なくとも一方が市内に居住し住民登録があること  
(宣誓日から3か月以内の市内への転入予定を含む)
- (4) 配偶者がいないこと
- (5) 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- (6) 民法で定められている近親者でないこと  
(ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く)
- (7) ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、以下の要件も併せて満たしていること
  - ・パートナーシップを宣誓する一方または双方の子または親であること（養子・養親を含む）
  - ・宣誓する15歳以上の子または親について、本人の同意があること
  - ・宣誓する15歳未満の子について、パートナーの少なくとも一方と生計が同一（仕送り等により別々に暮らしている場合を含む）であること

## 5 交付の流れ

- (1) 宣誓希望日の原則 10 日前（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに予約し、必要書類を市総合政策課男女共同参画室に提出します。
- (2) 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓（予約日時に、宣誓するお二人そろって来庁し、釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名していただきます。）
- (3) 宣誓後、市から「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」、「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。  
※宣誓日当日において、お二人とも住民登録が市外にある場合は、「転入予定受付票」を交付します。双方または一方が釜石市への転入手続完了後、「転入完了申出書」を提出してください。「転入予定受付票」と引き換えに、「宣誓書受領証」等を交付します。

## 6 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

- ① 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届
- ② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ③ 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）または全部事項証明書（戸籍謄本）  
(3か月以内に発行されたもの)  
※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等、配偶者がいないことを確認できる書面に、日本語の翻訳を添えて提出。
- ④ 本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）  
(個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード等)  
※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証等を2点以上ご提示ください。
- ⑤ 【双方が市外在住者の場合】  
転入予定であることがわかる書類（転出証明書または物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等）
- ⑥ 【満15歳以上の子や親のファミリーシップを併せて宣誓する場合】  
本人の自署による同意書
- ⑦ 【15歳未満の子のファミリーシップを併せて宣誓する場合】  
生計が同一であることを証明する書類（3か月以内に発行された住民票謄本等）
- ⑧ 【通称名を使用する場合】通称名が確認できるもの

## 7 「宣誓書受領証」等の再交付

紛失等により「宣誓書受領証」等の再交付を希望する場合は、「再交付申請書」を提出することにより再交付することができます。

## **8 宣誓内容の変更**

以下の事項が生じた場合は、「変更届」を提出する必要があります。

- (1)パートナーシップ関係にある二人の住所、氏名の変更等
- (2)ファミリーシップ関係にある子や親との関係の解消等

## **9 「宣誓書受領証」等の返還等**

パートナーシップの解消等、以下の要件に該当する場合は、「宣誓書受領証」等を市長に返還するものとします。

- (1)パートナーシップを解消したとき

- (2)パートナーが亡くなったとき

※パートナーの死亡時において、ファミリーシップの継続を希望される場合は、「変更届」による手続となります。

- (3)市外へ転出するとき（自治体間連携の協定自治体を除く）

- (4)その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※パートナーシップの解消の場合、一方から届出があった際は、もう一方の宣誓者に対し、届出を受理したことと、「宣誓書受領証」等の返還について通知します。

## **10 宣誓の無効**

次のいずれかの場合に該当するときは、交付を受けた「宣誓書受領証」等を無効とします。

その場合は、必要に応じて、無効とした「宣誓書受領証」の交付番号を釜石市公式ホームページ等で公表します。

- (1)パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき
- (2)虚偽その他不正な方法により「宣誓書受領証」の交付を受けていたことが判明したとき
- (3)「宣誓書受領証」等を不正に使用したことが判明したとき
- (4)宣誓の要件に反しているとき

※(1)及び(4)は、「返還届」の提出があった場合を除きます。

## **11 岩手県内自治体との相互連携**

パートナーシップを宣誓している方が岩手県内のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入している自治体に転入・転出する場合、転入・転出先自治体でパートナーシップを継続するための手続や、提出書類の一部を省略することができます。

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は自治体によって宣誓の対象が異なります。